

北山村障害者活躍推進計画

機関名	北山村（村長部局）
任命権者	北山村長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日（5 年間）
北山村における障害者雇用に関する課題	北山村においては、職員総数が 3 0 名程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 現在、障害者は在籍しておらず組織的な体制整備等は行ってこなかった。
目標	
①採用に関する目標	（目標） 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による雇用率達成を目指す。 （評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設置する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。 ア 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 イ 自力で通勤できるといった条件を設定する。 ウ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 エ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる」といった条件を設定する。 オ 特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。 ○障害者である職員が在籍した場合 相談窓口への相談のほか、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。 なお、措置を講ずるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で実施する。
4. その他	各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう適切な支援・配慮に努める。